

## 経営の散歩道

### 新会社法の対応12

— ざばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授  
川中清司

#### 株主総会の手順

〈問〉新しい会社法では、株主総会の規定は、どのように変わったのか教えて欲しい。

1. 総会では、どのようなことを決められるのか
2. 総会招集の通知は、いつまでにしなければならぬのか
3. 総会を開かないで、取り決めができる方法はあるのか

〈答〉

#### ◆非公開会社は決議内容が自由

取締役会を設置する株式会社と、設置しない会社では、取り扱いが

異なります。

・会社法では、公開会社（株式を譲渡するのに、会社の承認が必要でない会社）は、取締役会の設置が必要ですが、非公開会社では、法律または定款に定められた事項についてのみ、決議することができます。

・取締役会を設置しない会社（つまり、株式譲渡制限会社≠非公開会社）は、旧有限会社の社員総会に近いもので、柔軟な取り扱いとなっており、強行規定に反しない限り、会社の全般について決定することができます。

#### ◆総会は取締役が招集

・総会の招集は、取締役会を置かない会社では、取締役が行います。

・取締役会設置会社では、取締役会の決議に基づいて代表取締役が、委員会設置会社では、代表執行役が、それぞれ、具体的な手続を実行します。

・取締役が、怠慢や馴れ合いなどから、株主総会を招集しない場合は、株主は取締役に対して、総会の招集を請求することができます。

取締役が、これに応じないと

#### 非公開会社の主な総会に関する事項

- ①株主総会は、強行規定に反しない限り、どんな事項でも決議が可能です。
- ②株主総会の会日の一週間前（定款でさらに短縮できる）までに、招集通知を發すればよい。（公開会社は二週間前までに通知の發送が必要）
- ③株主総会の招集通知は、書面、または電磁的方法によらないことができます。（つまり、口答や電話で招集の通知をしてもよい）
- ④株主総会の招集通知に、会議の目的事項の記載は必要がない。（議題は、総会の当日に提案できます）
- ⑤計算書類や監査報告書の添付は必要がない。
- ⑥各株主に単独株主権として、総会における議案提出権が認められます。（すべての株主に議題を提案する権利が認められます）
- ⑦議決権の不統一行使の事前連絡は必要ありません。（同じ株主が、賛成票と反対票を同一の議題に対して行使する場合、旧商法で要求されていた会社に対する事前通知は、必要ありません）

#### 関連事項

- ⑧取締役は一人以上でよく、監査役の設置は任意です。
- ⑨取締役、監査役の任期は、定款で最長一〇年まで延長することができます。

きは、株主自らが株主総会を招集することができます。  
この場合の開催請求ができる株

主の資格制限は、原則として、三%以上の議決権を、六カ月以上保有していることが必要です。

## 株式譲渡制限会社 (非公開会社)

取締役会の設置は任意

取締役会を置かない会社

取締役は一人でよい

### 株主総会の規定がゆるやかになった

- ・ 株主総会で、なんでも決議ができる
- ・ 招集通知は、会日の一週間前  
(定款で、さらに短縮できる)
- ・ 招集通知は、書面・電磁的方法でなくてもよい
- ・ 招集通知には会議の目的事項記載はいらぬ
- ・ 決算書類・監査報告の添付はいらぬ

### ◇ 株主同意で招集手続や決議の省略も

・ 株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができます。

・ 取締役、または、株主が、総会の目的で、ある事項について提案をした場合に、その提案につ

いて議決権を行使できる株主の全員が、書面・電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案が可決する旨の総会の決議があったものとみなされて、総会の開催や、決議そのものを省略することができます。